(驛遞局認可)　(本紙六頁)　(日曜日休刊)　(定價金二錢)

時事新報

第千五百三十四號
明治二十年三月十二日　土曜日
舊丁亥二月十八日（丙子）
日出午前六時十三分　入午後六時零三分
月出午後八時三十六分　入午前七時五十一分
滿潮午前七時十七分　午後七時三十八分
（西暦一千八百八十七年）

時事新報

東京府下の繁榮

地方の不景氣は實に甚だしき有樣にして東京獨り之に處せざるが如しとは誰れ人も言ふ所なれども唯口に言ふのみにして目に見る可き數なきが故に試みに全國人口の割合を調査せしに左の數を得たり依て之を本日の紙上に記して以て讀者の參考に供するものなり

日本全國の人民が漸く東京大坂兩府及び神奈川縣に集合することは統計年鑑に徵するも亦明白なり統計年鑑は現に成る者唯五冊、其體裁尙未だ完全の場合に至らずして往々漏報の慊なきにあらずと雖ども我國の統計は此年鑑に若く者なければ之に據て考ふるに明治十三年一月一日より十七年十二月三十一日迄五個年間の全國人口增加は凡そ二百零五萬八千人之を各地に分別すれば東京府は二十七萬七千人と增加し大坂府は十四萬千人、神奈川縣は九萬千人、其餘府縣は合計百五十四萬千人を增加せり即ち東京大坂及び神奈川三地の五個年間人口增加は其餘府縣の人口增加に比して三分一の數を占めたれば僅々三地にして人口增加の割合此の如く大なるは人民漸く此三中心に集合するの實を見るに足るべし但し大坂府は舊と堺縣と分かれ居たる者が明治十四年これと合併したれば現今は大坂府は攝津河內和泉大和の四國なれども明治十三年にては惟攝津一國のみを管轄せしが故に前文の大坂府は總べて攝津河內和泉大和の四國に就き計算したるものなり以下これに倣ふ

右全國人口五個年間の增加を原數に比すれば每千人に付平均五十七人の割合なれども之を各地に分別すれば東京府は每千人に付二百七十八人、大坂府は九十二人、神奈川縣は百二十八人の割合にして其餘府縣は每千人に付平均四十六人の割合なれば東京府は十八年間にして其人口を二倍すべく大坂府は五十四年間、神奈川縣は四十二年間、其餘府縣は百零九年間に各其人口を二倍すべし實に大なる差異あり又全國各地に就て人口增加の割合を見れば每府縣異同ありて一樣ならずこれ亦人民が東西に移り轉じて處々に集合するがためならんこゝに一法を設けてこれを證せん

明治十六年一年間の全國人口の實際に增加することは每千人に付十一人六分なれども生死の差異は每千人に付八人七分とす蓋し全國人口は出生するの外增加の道なく死亡するの外減少の理なきに實際に增加せし割合と生死の差異とに逕庭あるは之を我戶籍調査の不完全に歸せざるべからず即ち本籍寄留を重複に計算せしと在來の無籍者を見出せしとに由るものにて統計年鑑にも其由を記載せりされば實際に增加せし割合より生死の差異を減じたる剩餘二人九分は戶籍調査の不完全より生じたる數と云ふ可し又明治十七年一年間には全國人口の實際に增加すること每千人に付十一人五分二厘なれども生死の差異は每千人に付七人とす故に每千人に付四人五分二厘は同年中戶籍調査の際に生じたる本籍寄留の重複及び無籍者を見出したる者なるべしと思はる右に付明治十六年一年間に東京府の人口は實際に增加すること每千人に付二十一人零二厘にして生死の差異は四人四分なれば差引十六人六分二厘の剩餘あり此中にて該年中戶籍調査の爲めに生じたる數二人九分二厘を減ずれば尙十三人七分二厘の剩餘ありこれを他處より東京に集合せし人數とす即ち每千人に付十三人七分二厘は明治十六年の東京府人口凡そ百萬人に付合計一萬四千人なり又該一年間京都府の人口は實際に增加すること每千人に付四人七分七厘にして生死の差異は七人四分なれば差引二人六分三厘の不足ありこれに該年中戶籍調査の爲めに生じたる數二人九分を加ふれば五人五分三厘の不足ありこれを該府より他處に出で去りたる人數とす即ち每千人に付五人五分三厘は明治十六年の京都府人口凡そ八十四萬人に付合計四千六百人なりされば該一年間京都府よりは他處に赴く者四千六百人なれども東京府へは他處より來る者一萬四千人とす每府縣此出入あり其畧表を揭ぐること左の如し

府縣	明治十六年一年間每府縣生死の差異每千人に付	同上實際人口の增加每千人に付	生死の差異と實際人口の增加とを互に差引し尙戶籍調査の不完全より生じたる數を差引して得たる者即ち不足は人民の出でたる割合にして剩餘は人民の來りたる割合なり共に每千人に付
東京	四、四〇	二一、〇二	入 一三、七二
京都	七、四〇	四、七七	出 五、五三
大坂	一一、八〇	一〇、六三	出 一、四六
神奈川	一〇、六〇	一七、五〇	入 四、〇〇
兵庫	七、二〇	一〇、四七	入 、三七
新潟	一一、一〇	一二、六〇	出 一、四〇
函館	一一、三〇	二五、四〇	入 一一、二〇
埼玉	一二、七〇	一四、四三	出 一、三〇
群馬	一一、九〇	二一、二〇	入 六、四〇
千葉	五、二〇	、〇〇	出 八、一〇
茨城	一〇、三〇	一〇、八七	出 二、三三
栃木	一三、二〇	一八、〇五	入 一、九五
三重	一〇、八〇	一一、九八	出 一、七二
愛知	一三、一〇	一五、五〇	出 、五〇
靜岡	一二、九〇	一二、一八	出 三、六二
山梨	一二、三〇	一四、六三	出 、五七
滋賀	一一、〇〇	一二、五二	出 一、三八
岐阜	一二、五〇	一五、〇〇	出 、四〇
長野	一〇、九〇	一〇、六四	出 三、一六
宮城	八、四〇	一五、八〇	入 四、八〇
福島	八、七〇	一五、四七	入 三、八七
岩手	八、六〇	一六、三六	入 四、八六
青森	七、〇〇	二〇、五〇	入 一〇、六〇
山形	一一、〇〇	一七、二七	入 三、三七
秋田	五、九〇	一二、六三	入 三、八三
福井	一〇、八〇	一二、〇二	出 一、六八
鳥取	七、七〇	一〇、五六	出 、〇四
島根	八、七〇	八、八二	出 二、七八
岡山	六、六〇	九、七一	入 、二一
廣島	八、四〇	七、九九	出 三、三一
山口	四、八〇	三、三四	出 四、三六
和歌山	八、六〇	九、八三	出 一、六七
德島	八、九〇	六、一六	出 五、六四
愛媛	一〇、八〇	一六、一〇	入 二、四〇
高知	少 、二〇	減 一、〇九	出 四、一九
福岡	七、九〇	七、〇九	出 三、七一
大分	六、四〇	八、三一	出 、九九
熊本	少 、六〇	三、〇〇	入 、七〇
沖繩	少 四、二〇	八、三三	入 九、六三
札幌	六、七〇	三六三、五〇	入 三五三、九〇
根室	八、四〇	二〇〇、〇〇	入 一八八、七〇

右表中生死の差異に少とあるは出生の數死亡より少なきなり又實際人口の增加に減とあるは人口は增加せずして減少せしなり又出は此府縣より人民の他處に赴きたる割合にして入は此府縣に人民の他處より來りたる割合なり以下亦之に倣ふ又右表中長崎佐賀石川富山鹿兒島宮崎の六縣を除きたるは明治十六年中に新に割き且置きたる者あればなり

府縣	明治十七年一年間每府縣生死の差異每千人に付	同上實際人口の增加每千人に付	生死の差異と實際人口の增加とを互に差引し尙戶籍調査の不完全より生じたる數を差引して得たる者即ち不足は人民の出でたる割合にして剩餘は人民の來りたる割合なり共に每千人に付
東京	二、二〇	一八、七〇	入 一〇、九八
京都	五、九〇	五、八四	出 四、五八
大坂	八、二〇	二三、六八	入 九、九六
神奈川	九、八〇	二四、九〇	入 一〇、五八
兵庫	五、九〇	一〇、四六	入 、〇四
長崎	三、九〇	八、八九	入 、四七
新潟	八、六〇	一二、一三	出 、九九
函館	一四、四〇	四四、二六	入 二五、三四
埼玉	九、八〇	一三、四九	出 、八三
群馬	九、四〇	一一、七四	出 三、一八
千葉	四、一〇	六、四一	出 三、二一
茨城	七、二〇	一三、一八	出 一、四六
栃木	一四、二〇	一八、〇三	出 、六九
三重	一七、三〇	七、九四	出 一三、八八
愛知	一〇、〇〇	八、二九	出 六、二三
靜岡	一〇、八〇	一三、四二	出 二、九〇
山梨	九、六〇	一一、二八	出 二、八四
滋賀	九、一〇	一一、〇二	出 二、六〇
岐阜	一〇、七〇	一五、一三	出 、〇九
長野	九、〇〇	九、九〇	出 三、六二
宮城	五、四〇	一六、五五	入 六、六三
福島	七、九〇	一〇、五八	出 一、八四
岩手	八、七〇	一四、八四	入 一、六二
青森	五、五〇	八、六九	出 一、三三
山形	六、七〇	八、〇一	出 三、二一
秋田	一、六〇	二、〇六	出 四、〇六
福井	一一、〇〇	一八、四八	入 二、九六
石川	一〇、八〇	一〇、五六	出 四、七六
富山	九、九〇	一八、八七	入 四、四五
鳥取	五、四〇	六、三〇	出 三、六二
島根	六、三〇	八、四八	出 二、三四
岡山	四、七〇	五、七四	出 三、四八
廣島	一〇、〇〇	一四、二三	出 、二九
山口	四、九〇	五、一〇	出 四、三二
和歌山	三、七〇	一〇、七二	入 二、五〇
德島	二、四〇	二、四九	出 四、四三
愛媛	七、三〇	一三、〇一	入 、一九
高知	一、一〇	三、七四	出 一、八八
福岡	八、〇〇	八、三〇	出 四、二二
大分	八、七〇	一〇、五八	出 二、六四
佐賀	三、七〇	七、四七	出 、七五
熊本	一、一〇	二、四〇	出 三、二二
宮崎	少 、四〇	五、七五	入 一、六三
鹿兒島	一、五〇	減 一、七四	出 七、七六
沖繩	四、四〇	八、九八	入 、〇六
札幌	四、一〇	一五一、四二	入 一四二、〇八
根室	少 一、八〇	三一二、八〇	入 三〇六、四八

右兩年間の出入比例に由り人民が漸く地方を去りて小都會に集り終に全國の三中心に集合する有樣を會得すべし又北海道には入來の比例甚だ高きもあれば其原數の多からざるがためのみ其人數の甚だ多きにあらざるなり又此比例に由りて計算するに東京府へ入來の人口は兩年共に一萬五千人に過ぎざれども是れは東京府へ入來せし人民が概ね其寄留屆をなさゞりし爲めにて若し其寄留屆をなさゞりし人民を悉く計算するの方法あらば人民が漸々東京府に集合せることは更に莫大にして必ず驚くべき數ならん明治十八年に及び我政府は稍寄留屆を嚴にせり故に東京府廳が明治十九年一月一日に調査せし戶口表に由れば前一年間に本籍者の增加は一萬五千零五十三人にして寄留者の增加は二萬九千百十二人なり又十五區六郡と區部及び郡部に分つて調査せしに本籍者の增加は區部に一萬千八百九十一人郡部に三千百七十二人寄留者の增加は區部に二萬八千二百三十六人郡部に八百七十六人ありといふ今此寄留者の增加は前年に寄留者が新に子女を設けたると又地方より來たりたるとに由るならんと雖ども明治十六七兩年の計算に比すれば頗る增加せり明治十九年は尙寄留屆を嚴にしたれば其戶口表に寄留者の增加せしは一層大ならんと思はるれども我輩は尙多く寄留屆をなさゞる東京府住居の人民あるを信ずるなり東京府は全國人民が集合するの焦點といふべきのみ

官報

○勅令　驛遞局官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十年[…]
勅令第四號
遞信省[…]
第一條　遞信[…]
スル事務ヲ管[…]
人ヲ置ク○第[…]
○第四條　遞[…]
ス報告課ノ事[…]
遞信省總務[…]
郵便電信遞犯[…]
遞信省會計局ニ[…]
ヲ置キ郵便電信[…]
物品ニ關スル事[…]
二八ヲ以テ定[…]
人ヲ置ク委任ト[…]
セシム○第九條[…]
員ヲ置ク司檢[…]
人ノ試驗審問[…]
ム司檢官補ハ判[…]
遞信省中左ノ諸[…]
內信局　外信[…]
船局
第十一條　內信[…]
ニ第一課第二課[…]
第十二條　外信[…]
事ヲ掌リ局中ニ[…]
シム○第十三條[…]
第一課及第二課[…]
爲替貯金局ハ[…]
二課ヲ置キ其事[…]
燈臺浮標其他航海[…]
中ニ第一課及第[…]
六條　管船局ハ[…]
事ヲ掌リ局中ニ[…]
分掌セシム○第[…]
ルモノハ閲覽ヲ[…]

○得遺失物に係[…]
日警視廳より刀劍又は[…]
ては夫々股廣の取締[…]
もあるに依り滿期に至[…]
び前科の有無如何に拘[…]
するときは取締上不都[…]
得者に給付して然るべ[…]
劍類は拾得者に給し[…]
訓令せり

雜報

○米國と濠洲と[…]
り十一月迄の間[…]
者を一昨年同期[…]
の增加にして總[…]
人は合衆國へ移[…]
諸外國の人民に[…]
人愛蘭人は一昨年[…]
送り出せり其他[…]
二千人なりし者が[…]
人なりし者が四萬[…]
昨年は十四萬の人[…]
人を失ひ愛蘭は[…]
萬九千人を失ひ[…]
の人民中英國の[…]
のは總計僅に十[…]
ある八萬二千餘の[…]
濠洲へ移住せる[…]
蓋し二國より三萬[…]
て諸外國人は一千[…]
洲の如く割合に[…]
英國の國民が集合[…]
少の結果を生ずる[…]
々と減る外國[…]